

平成 31 年 4 月 11 日

公益財団法人小堀雄久学生等支援会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に、事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 03-3724-5112

F A X 03-3724-5218

電子メール zaikobo@yahoo.co.jp